



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

／ 感じて子どものシグナル ／

長崎市児童虐待防止 対応マニュアル



長崎市こども家庭センター

はじめに

昨今、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、中でも児童虐待問題は深刻な社会問題となっています。児童虐待によって子どもの尊い命が失われる悲しい事件も報道されています。

児童虐待の問題への対応では、子どもの命を守ることが大前提であることは言うまでもありません。そのためにも関係機関の皆様には、この「長崎市児童虐待防止対応マニュアル」を活用いただき、児童虐待を発見した場合は長崎市こども家庭センターや長崎こども・女性・障害者支援センター等の専門機関へ連絡してください。

本マニュアルでは、発見時の初期対応や、他機関を含めた支援が必要な場合の連絡方法を具体的に示すとともに、連絡後の支援についてもふれ、各関係機関との連携を図ることを目的としています。このマニュアルを活用し、子育て支援の関係機関が共通の認識に基づき対応が進められること、また皆様方と連携して子ども・子育て家庭を支援していきたいと思っていますので、ご協力をお願いします。

各関係機関は、児童虐待の防止等に関する法律で、児童虐待の早期発見に努めなければならないことが定められています。また、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、児童相談所や福祉事務所、市町村に通告しなければならないと定められています(児童虐待防止法第5条第1項、同法第6条)。

※通告と聞くと、ものものしい感じで身構えてしまいがちですので、本マニュアルでは「通告」を「連絡」と表現しています。

連絡先について

● 虐待に関する相談窓口

長崎市こども家庭センター

TEL 095-829-1255

(月～金) 8:45～17:30 (祝日・年末年始を除く)

● 緊急性が高い場合、子どもの保護が必要な場合

長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター(児童相談所)

TEL 095-844-6166

189

(いちはやく)

全国児童相談所
共通ダイヤル

※近くの児童相談所
につながります

※生命に危険がある場合は、警察へ110番通報してください。

もくじ

1 児童虐待とは

- ① 児童虐待とは 2
- ② 体罰(虐待)としつけの違い 2
- ③ 虐待の分類 2～3
- ④ 虐待が起こりやすい環境 3

2 児童虐待に気がついたら

- ① 地域のみなさんへ 4
- ② 教育・保育・医療・福祉関係機関のみなさんへ
..... 5
 - ① 関係機関がおこなうこと、対応の流れ … 5～6
 - ② 子どもへの対応について 7
 - ③ 保護者への対応について 8
 - ④ 性的虐待と疑った場合の対応 8

3 連絡後の支援

- ① ネットワークでの支援 9
- ② それぞれの機関で支援を継続 10

4 資料編

- 虐待が疑われる様子に気づくためのポイント
 - (乳幼児編) 12
 - (児童・生徒編) 13
- 児童虐待の防止等を目的とした子どもに
関する資料又は情報の提供について 14
- マニュアル簡易版
 - (乳幼児編) 15～16
 - (児童・生徒編) 17～18
- 気になる子どもの連絡票 19～20
- マルトリートメントについて 21



1 児童虐待とは

児童虐待とは、児童虐待の防止等に関する法律（以下本誌では「児童虐待防止法」という。）によると、児童^(※1)を監護する保護者^(※2)が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為のことをいいます。

(※1) 児童：満18歳に満たない者をいう

(※2) 保護者：親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者

2 体罰(虐待)としつけの違い

● しつけとは？

子どもの困った行動に関して、『何をしたら良いか』を言葉や模範となる行動で教えることがしつけです。

● 体罰とは？

子どもの困った行動に関して、『暴力の力でコントロールしようとする』ことが体罰です。体罰は虐待であり、法律で禁止されています（[児童虐待防止法第14条第1項](#)、[民法第821条](#)、[学校教育法第11条](#)）。

● 体罰から生まれる体罰

体罰をしたことで、子どもの困った行動が収まったと感ずることがあるかもしれません。しかし、それは恐怖からくる一時的な鎮静です。大切なことは伝わっていないので、子どもはまた同じ行動を繰り返してしまいます。そして大人もまた体罰を繰り返すことになると、子どもは大人から暴力での解決方法を学び、体罰が延々と続くことになります。

● しつけに困った場合は？

「じゃあ、どうすればいいの？ 何度言っても子どもには伝わらないのに。」 そう思う保護者もいらっしゃると思います。そういう時は、1人で抱えず周囲に頼るよう伝えてください。長崎市こども家庭センターにもご相談ください。

3 虐待の分類

【身体的虐待】

身体に傷を負わせるような行為

殴る、蹴る、首を絞める、熱湯をかける、口をふさぐ、煙草の火を押し付ける、身体を激しく揺さぶる、戸外に締め出す、溺れさせる、異物を飲ませる、逆さ吊りにする、家に閉じ込める等



【性的虐待】

性的な行為やいたずら、性的関係を強要する行為

性器や性交を見せる、性交・性的行為の強要・教唆、服を着せない、裸の写真を撮る等



【ネグレクト(子どもの保護の怠慢・拒否)】

子どもの健康・安全への配慮を怠る等保護者としての責任を著しく怠る行為

子どもの意思に反して学校等に行かせない、季節にあった服装をさせない、衣服や持ち物が極端に不衛生、適切な食事を与えない、適切な医療を受けさせない、乳幼児を家に残したまま外出する、車内に子どもを放置する、同居している子どもが虐待されているのを見て見ぬふりをする等。



【心理的虐待】

言葉による脅かしや拒否的な態度で子どもの心を傷つける行為

無視や拒否的な態度、「産むんじゃない」「死んでしまえ」等の暴言や罵声、子どもの自尊心を傷つける行動、他のきょうだいの著しい差別的な扱い、子どもの目の前で父母が激しく喧嘩をする、またはパートナーからの暴力を目撃する等。



【ヤングケアラーの中に隠れている虐待】

最近よく聞く‘ヤングケアラー’という言葉。献身的に家族の世話をする子どもの中には、ネグレクトや心理的虐待という環境に置かれている場合があります。

【特殊な虐待】

代理ミュンヒハウゼン症候群

健康な子どもに危害を加え、あるいは詐病によって不必要な検査・治療・入院等の医療行為を受けさせ、子どもに身体的・心理的苦痛を与える。

4 虐待が起こりやすい環境(地域での見守りの参考にしてください)

- 保護者が望まない妊娠をしている、していた
- 保護者が若年での妊娠・出産や精神的な不安定さがある
- 保護者に病気や障がいがある
- 保護者自身の生い立ちの中に虐待された経験がある
- 保護者が育児に対して不安が強い、知識や技術が極端に不足している
- 保護者が体罰や暴力を容認している
- 保護者が特異な育児観、脅迫的な育児、子どもに対して過度な干渉がある
- 子どもが乳幼児や未熟児である、障がいがある
- 双子や三つ子等多胎児である
- 子どもに保護者にとって何らかの育てにくさがある
- 短期間で理由不明の転居を繰り返している家庭
- ひとり親家庭等、育児を母又は父のみがしている家庭
- 転勤族で地域性に乏しい家庭
- 子どもがたくさんいる家庭
- 経済的に厳しい状況に置かれている家庭
- 周囲からの支援を拒みがちな家庭
- 他者との交流が乏しく孤立している家庭
- 子連れ再婚(内縁)家庭である



支援が必要な家庭ほど、自らSOSを出さないものです。左記のような環境に置かれている家

庭が必ずしも虐待に繋がるという意味ではありません。子育てにおいて何らかの大変さを抱えている可能性が高いということです。身近に子育ての「大変さ」を抱えている家庭があり解決に困っている場合は、虐待に限らず、長崎市こども家庭センターへの相談をお勧めください。

2

児童虐待に気がいたら

1 地域のみなさんへ

●「虐待かな」と思ったら

(1) まず、連絡をしてください

- 「長崎市こども家庭センター」や「長崎こども・女性・障害者支援センター」へ連絡してください。
- 連絡をするときには虐待を証明するものは必要ありません。あなたが見たこと、聞いたこと、感じたことをそのままお話しください（**通告の義務 児童福祉法第25条、児童虐待防止法第6条**）。
- もし、虐待でなかったとしても責任は問われません。虐待かどうかを判断するのは連絡を受けた関係機関の役割です。疑いの時点で連絡をください。そうすることで救われる親子がいます。

(2) 連絡をした人の秘密は守られます（**児童虐待防止法第7条**）

- 誰が連絡をしたのかということは、虐待をしていると思われる該当者に知らせることはありません。
- 結果的に虐待でなかったとしても、連絡をした人に責任はありません。

(3) 児童虐待の連絡は全ての国民の義務であり、守秘義務違反になりません。

例えば医療従事者や公務員、民生委員・児童委員の場合、職務上の秘密を守ることが義務付けられますが、虐待に気づいた場合の関係機関への連絡は守秘義務違反になりません（**児童虐待防止法第5条第4項**）。

(4) 子どもの命に危険がある等、緊急性が高い場合

直ちに「長崎こども・女性・障害者支援センター」もしくは「警察」に連絡し、子どもの安全を確保してください。

連絡のポイント

連絡は「告発・密告」ではなく、子育てにおいて困っているかもしれない方への「支援のはじまり」です。

何をどのように伝えたら良いか、下記をヒントにまとめてもらえるとスムーズです。「事実」と「憶測」を区別して整理してください。

- ①いつ（いつ頃）
- ②誰が（連絡者自身が虐待と感じたのか、それとも第3者からの情報か）
- ③どこで（どのあたりで）
- ④子どもがどのような様子であったか、周囲の様子はどうか
- ⑤子どもや保護者の名前、住所、家族構成（わかる範囲で）

連絡した方の名前、連絡先等（匿名でもかまいません）

虐待かな？と思ったら

長崎市こども家庭センター
095-829-1255

ただし

緊急性が高い場合

長崎こども・女性・障害者支援センター
（児童相談所） 095-844-6166
（児童相談所虐待対応ダイヤル） 189（無料）

生命の危険がある場合

警察110番

2 教育・保育・医療・福祉関係機関の皆さんへ

日常的に子どもに接し、子どもの変化に気づきやすく、児童虐待を発見しやすい立場にある幼稚園・保育施設や学校、放課後児童クラブ、療育施設等のみなさんは以下のことに留意し、早期の対応ができるようにお願いします。

1 関係機関が行うこと、対応の流れ

まず、気づくこと

普段の登園・登校から降園・下校までの様々な場面で、子どもの表情や身体の様子が「いつもとは違うな」と思った感覚を大事にしてください。言葉のやりとりだけではなく、表情や雰囲気、持ち物の様子(忘れ物が多い、いつも同じ服、不衛生等)等からもSOSは発見されます。



管理職(者)に報告【組織で対応】

「おかしいな、何か変だな」と思ったことは1人で抱え込むのではなく、迷わず職場の同僚・管理職(者)に相談し、組織としての対応を検討してください。



連絡(通告)の準備のために、子どもへの聞き取り、写真撮影、記録の作成を行う

子どもと話す。

子どもが虐待について話してくれたら、「話してくれてありがとう」「一緒に考えようね」等、子どもが安心する言葉かけをし、子ども自身で身を守れるような方策も伝えてください。

- イヤと言っていいこと
- その場から逃げていいこと
- 110番や189番に連絡すること 等

記録と写真を残す。

虐待を疑う傷あざがあった場合は、記録と写真を残してください。**この冊子の資料編(P19)に綴じてある「気になる子どもの連絡票」**を使うとスムーズです。さらに写真があると、虐待の状況判断に役立ち、早期の対応がしやすくなります。



写真の撮り方について

- 身体の中の部位なのかを示す写真と、その外傷をクローズアップした写真の2枚1セットで撮影することが原則。引いて撮った写真は、個人が特定できるように顔等を含める
- 写真には日付を入れる
- 大きさの基準となる物(定規・硬貨等)と一緒に撮影する
- なるべく明るいところで撮影する
- 外傷の色も大事なので、同じ写真を複数枚、撮影する
- 基本は真正面であるが、異なる視点と異なる距離で複数枚の撮影を行う

※緊急に電子メールで写真を送付する場合は、顔が写っている写真は送付しない
また、件名やファイルに子どもの名前をいれないこと

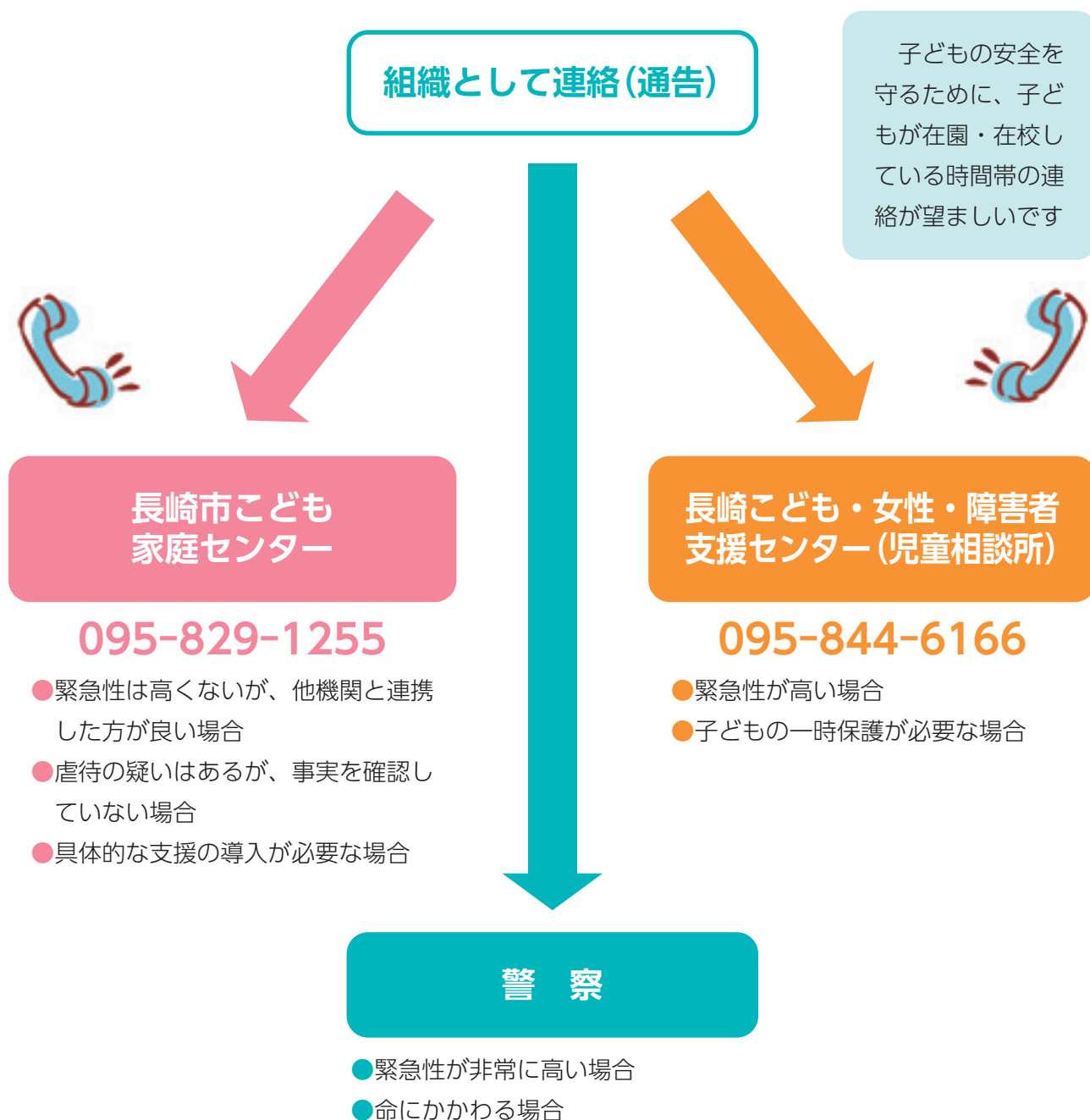




速やかに組織として連絡(通告)する

子どもの傷あざは治りが早く、日経つと判断がしにくく早急な対応ができない場合があります。朝の時点で発見した場合は、**速やか**にご連絡ください。

お迎えや下校時刻までの時間に余裕があるほど、支援(対応)体制が整います。



連絡(通告)を行う時は、**必ず電話でご連絡ください。**

② 子どもへの対応について

- 個室やプライバシーが守られる場所で、子どもが安心できる職員が対応してください。
- 傷あざを発見した場合は、可能な範囲で聞き取りを行なってください。
- 詰問するのではなく、子どもの話すペースを大事にしてください。
- 話さない内容については、無理に聞き出す必要はありません。
- 職員の憶測に沿った質問や、答えを誘導するような質問にならないように注意してください。

質問の例 ▶ 子どもの腕にあざを見つけた場合

悪い例：「あらっ、これお母さんに（誰かに）叩かれたの？」

良い例：「あらっ、これどうしたの？」

どんなことを子どもに聞けば良いのか

- ① いつ（いつ頃）
- ② 誰に
- ③ どんな状況で暴力を振るわれていたか
- ④ よくあることか（頻度はどのくらいか）
- ⑤ きょうだいがいる場合は、きょうだいはどうしていたか（きょうだいも暴力を振るわれていたか、目撃していたか）



子どもから聞き取れる場合は、①～⑤の内容を中心にして聞き取ってください。聞き取った内容は、「気になる子どもの連絡票」(P19)に記録する等してください。話をしている時の子どもの表情や態度についても記録・記載してください。

3 保護者への対応について

※保護者への対応は管理職（者）が行い、下記の内容を中心に対応してください。保護者を責めるような姿勢にならないよう、十分な配慮が大切です。

- 傷あざについての確認（保護者は把握していたか、把握していたらその原因）
- 子育てや生活全般に困っていることはないか、暴力の有無の確認
- しつけ、教育の為に叩いたと主張した場合は、それが虐待であることを伝え警告してください。
- 手を出さなければならぬくらいの状況であれば、専門機関に相談しましょうと助言ください。
- 保護者が暴力を認めなかった場合には「保護者が気づかない中で安全管理ができず子どもがケガをすることは『ネグレクト』にあたる」と伝えてください。
- この様な状況になった場合は、長崎市こども家庭センターや児童相談所に連絡をしなければいけないことを伝えてください。

子どもや保護者の様子はそれぞれで違うので、対応についても様々な状況が考えられます。対応に悩む時は、長崎市こども家庭センターまでご連絡ください。一緒に考えたいと思います。

4 性的虐待を疑った場合の対応

速やかに管理職（者）に相談し、積極的な情報収集や確認は行わず、早急に児童相談所に連絡（通告）してください。子どもに負担をかけない様に、詳細な聞き取りは専門のトレーニングを受けた児童相談所職員、警察、検察が共同で行います。

～これまで見てきた「関係機関が虐待に気づき、通告するまでの流れ」は下記の法律に基づいています～



児童虐待の防止等に関する法律に規定される保育所・認定こども園・幼稚園・学校等に課せられる義務

※児童虐待の防止等に関する法律は「児童虐待防止法」のことです

①早期発見の努力義務

第5条第1項 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター、その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

②関係機関への協力の努力義務

第5条第2項 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

③守秘義務

第5条第3項 第1項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

④防止のための教育の努力義務

第5条第5項 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

⑤通告義務

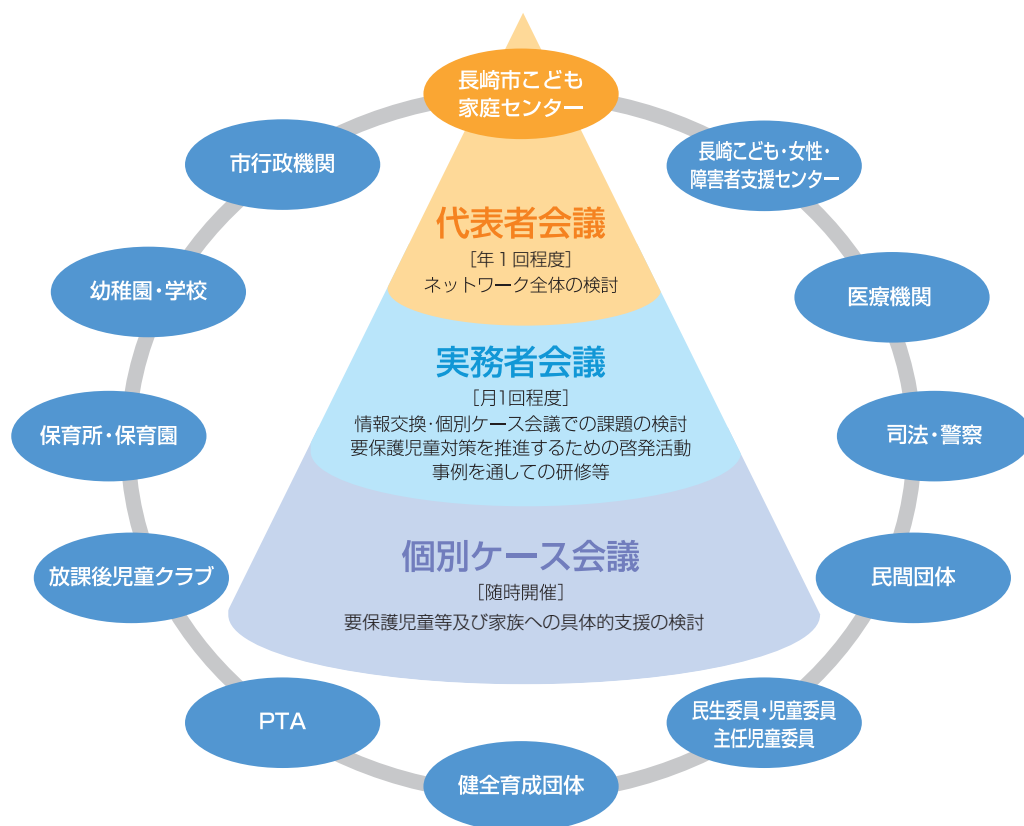
第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

1 ネットワークでの支援

長崎市では、「親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）」を設置し、各関係機関が連携して支援を行っていくためのネットワークを築いています。この要保護児童対策地域協議会は児童福祉法第25条の2に規定されています。

長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）

～私たち1人1人が、ネットワークの構成員です～



ネットワーク支援のメリット

- 情報の共有化→より正確な緊急度の判断が可能
- 各機関の役割の明確化→多面的で効果的な支援へ
- ネットワーク内の守秘義務→法的に守秘義務が課せられているので安心して相談できる
- 各機関の役割を理解→各機関の対応の限界を理解→互いに補い合い、大変さを分かち合うことができる

要保護児童とは

- ◎要保護児童：保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童虐待を受けた子どもに限られず、非行児童等も含まれる
- 要支援児童：乳児家庭全戸訪問その他により把握した保護者の養育を支援することが特に認められる児童
- 特定妊婦：出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められた妊婦

2 それぞれの機関で支援を継続

●支援の継続が大切です

長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）で連携体制を築いた後は、各機関で見守り支援を行っていきます。虐待を受けた子どもは身体だけでなく、心にも大きな傷を負っています。虐待が繰り返されないために、これからの子どもの安心・安全な育ちのために、子どもが長時間過ごす所属機関での見守り体制が機能していることはとても重要です。

●‘見守り’ってどういうこと？

ここでいう見守りとは「**気づく、考える、行動する**」ことです。

それぞれの機関で専門性を発揮し、子どもや保護者の表情・態度等にアンテナを張り巡らせることで気づいたことがあれば、ひとりで抱えず組織で考え、速やかに対策を講じる、または関係機関と相談する等、行動を起こしてください。



送迎時や保護者面談、保育・授業参観の時等、機会を見つけて、短時間でも保護者との関わりを積み重ねることが虐待発生を防ぐことに繋がります。小さな積み重ねが信頼関係を構築し、いざという時に（言いづらいことを言わなければならない時等）それが力を発揮します。信頼に基づいた大人同士の安定した関係性を身近に感じることは、子どもの成長にとっても良い環境となります。

●どんな風に見守ればいいのか？

見守りとは「関わること」で始まります。まず、子ども・保護者としっかり関わることです。虐待がある家庭は地域社会から孤立しがちです。子どもは気持ちや考えを言葉で伝えることに限界があります。小さなことでもよいので、何かきっかけをみつけ、**‘まずは挨拶から’**関わってみてください。

【子どもに対して】

- 「幼稚園・保育施設・学校・放課後児童クラブ・療育施設等が安全な場である」と、子どもが実感できるような関わりを。
- 不快になるような言動をする場合は、相手が信用できる人か、自分をどう思っているのかを確かめているのかわかりません。言動については注意をしても人格は否定をせず、精神的成長に繋がる関わりを。
- 叱られることが多い子ほど、良いところに注目して褒めること。子どもが自信を回復できる関わりを。
- 家庭の話題は無理やり聞くのではなく、子どものペースを大切に。虐待の話が出たら7ページの「子どもへの対応について」を参考に。
- 子どもが親をかばうことがあります。その子にとっては大切な親であることを念頭にいただいた関わりを。

【保護者に対して】

- 警戒心が強い、話さない、避ける等コミュニケーションが取りづらい場合は挨拶や短い会話から。
- 「困っていることはないですか」と、相談にのるという切り口から関わってみる。
- 保護者なりの大変さや苦勞に耳を傾け、一緒に考えていくという姿勢で。長崎市こども家庭センターに相談してみてもという提案もあります。
- 保護者には様々な事情があります。熱心な支援者ほど思うところはいろいろあるでしょう。しかし、個人的感情は横において、まずは受け止めることから。
- 虐待行為が止まない時は「それは虐待です」と伝えることも必要。日頃からの関わりで信頼関係ができていれば、伝えやすくなります。
- 気になることが出てきたら「これはどうしました？心配です」と早い段階で保護者に確認を。

4

資料編

ここから先の資料は、実際の連絡（通告）の際にお役立てください。

マニュアル（簡易版）は、担当者の手元に置いていただく等してお使いください。



- 虐待が疑われる様子に気づくためのポイント（乳幼児編） 12
- 虐待が疑われる様子に気づくためのポイント（児童・生徒編） 13
- 児童虐待の防止等を目的とした子どもに関する資料又は情報の提供について 14
- **マニュアル 簡易版**
 - 幼稚園・保育施設・児童発達支援事業所等でお子さんに傷あざをみつけた場合の対応 ... 15
 - 学校・放課後児童クラブ・放課後等デイサービス事業所等で
児童・生徒に傷あざをみつけた場合の対応 17
- 気になる子どもの連絡票 19
- マルトリートメントについて 21

虐待が疑われる様子に気づくためのポイント【乳幼児編】

幼稚園・保育施設・児童発達支援事業所用

【場面】	【誰が】	【どんな様子】
登園・登所時	子ども	●機嫌が悪い(泣き止まない)、お腹が空いている ●着衣、頭髮の汚れ(毎日同じ服、季節感のない服、臭う等) ●不審な傷あざ、ケガ、やけどがある ●保護者の言葉遣いに緊張した態度(視線)を見せる
	保護者	●表情が硬い、視線を合わせない ●保育者と話したがない ●子どもに暴言を吐いたり、強引に引っ張って連れてきたりする ●欠席の連絡をしない、遅刻しがち ●必要なものが揃わない
日中・あそび・療育中	子ども	●執拗に甘えたり、怒ったり、感情の起伏が激しい ●会話や遊びが乱暴 ●元気がなくて遊べない、無気力、無反応、無表情
着替え・療育中	子ども	●着替えるのを嫌がる、傷あざを隠そうとする ●見えにくいところに不審な傷あざがある ●おむつかぶれがひどい
昼食	子ども	●朝から空腹を訴える、異常な食欲 ●食事時に落ち着いて座ってられない
お昼寝	子ども	●なかなか寝付けない ●保育者と一緒に寝たがる、抱きついてくる ●保育者のタッピングを異常に怖がる ●身体に触れようとすると身構えたり、嫌がる
送迎時	子ども	●保護者の迎えを喜ばない、帰りたがらない ●他児の保護者に必要以上に甘える
	保護者	●迎えが頻繁に遅れる ●怒鳴ったり、命令口調で連れて帰る ●子どもの様子に関心がない ●接し方が乱暴で威圧的、体罰を肯定する ●無表情で歩いて、子どもが後ろを小走りで追いかけて行く

〈その他の場面における気づくためのポイント〉

- 子どもの前で夫婦喧嘩をしたり、家族に暴力をふるったりする。
- 身体的原因がないのに、身長や体重が増加しない。
- 参観日等の行事に全く参加しない。
- 具合が悪くても病院に連れて行かない。
- 乳幼児健診や予防接種を受けさせない。



●保護者が抱える育児に対する不安や孤立感、不適切な養育にいち早く気づき、各機関の専門性を活かした支援を行うことで、児童虐待の予防や早期発見につなぐことができます。

虐待が疑われる様子に気づくためのポイント【児童・生徒編】

学校・放課後児童クラブ・放課後等デイサービス事業所等用

【場面】	【どんな様子】
全 場 面 (1日を通して)	●不審な傷あざやケガ、やけど等がある ●服や体がひどく汚れている ●その場しのぎの嘘で取り繕うことがよく見られる ●児童、生徒間の話題の中で虐待を思わせるような内容がある
登 校 登所、朝礼	●顔色が悪い、泣き腫らしたような目をしている ●視線を合わそうとせず、話すことを避けたりする ●遅刻が多い、無断欠席がある(長すぎる欠席、不自然な欠席)
授 業 中 (活 動 中)	●忘れ物が多い ●授業中(活動中)は寝ていることが多い ●集中力がない ●成績が急に落ちる等の変化がある ●体調不良を訴えることが多い ●些細なことでイライラすることが多い ●宿題や提出物を出さないことが多い ●極端に協調性がなく孤立している
休み時間、 給食時間、 掃除時間、 生徒指導 等	●周囲と話すことを避けることが多く孤立している ●家族の話になると不自然な内容や説明をする ●食への執着が強すぎる ●ルールを破ることが多く、周囲とのトラブルが絶えない ●大人の顔をうかがうような言動がよく見られる ●大人の些細な体の動きに必要以上に怖がる
活 動 時	●活動中の児童、生徒、教師、指導員との会話の中で虐待を疑うような内容がある ●部費や学童保育費等、必要経費の支払いに困っている気配がある ●弁当や補食等の持参に、保護者の協力が得られていない様子がある
放 課 後	●なかなか自宅に帰ろうとしない ●極端に急いで帰ろうとする
検診、測定 等	●酷い虫歯を長期間治療させず放置している ●必要な医療機関の受診をさせず、放置されている ●心身の発達に明らかな遅れがあるにも関わらず、専門機関に繋がらない等、保護者の適切な対応がなされていない
保 健 室	●原因不明の体調不良による来室が頻繁にある ●子どもに落ち着きのなさ、精神的な不安定さがある

※気になる様子がみられたら教頭や担任、管理職(者)へ知らせる、次の教科の担当へ引き継ぎを行う等、見守りを継続してください。情報の共有と整理を行い、虐待が疑われる場合は速やかに連絡してください。

●子どもは安心してるとき、リラックスしているときに大事なことを話してくれます。

何気ない自然な雰囲気の中に、子どものSOSが紛れていることもあります。



児童虐待の防止等を目的とした 子どもに関する資料 又は情報の提供について



これまで見てきたように、児童虐待の防止には様々な関係機関が協力し連携していくことが大切です。しかし、実際にその場面になると、それぞれの機関で扱っている個人情報提供については、保護者との関係悪化を懸念する等の理由により躊躇することもあると思います。以前の虐待防止法では、児童相談所や市町村から情報提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報提供ができると規定されていましたが、児童虐待を発見しやすい医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれていませんでした。それゆえ、情報提供をすることに関しては慎重にならざるを得なかったのだと思います。その後、平成28年に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という)において、この情報提供について「地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者(以下「関係機関」という)」も提供することができるとされました。

また、守秘義務や個人情報保護との関係ですが、前述した関係機関には児童虐待の防止等に関する国及び地方公共団体の施策に協力する努力義務があり、児童相談所や市町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する必要な実情把握等に協力するものであると示されています。そのことから、関係機関が行う虐待に関する情報提供については、基本的に守秘義務違反にはなりません。さらに個人情報保護に関してですが、児童虐待防止のために資料や情報を児童相談所や市町村に提供することは、個人情報保護法違反にはならないとされています。

これらの法的根拠をもとに関係機関で連携し、児童虐待の防止に取り組んでいきたいと思っています。



参照 こども家庭庁HP

「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」
(雇児総発1216第1号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各児童相談所設置市長あて

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

幼稚園・保育施設・ 児童発達支援事業所等で お子さんに傷あざをみつけた場合の対応

お子さんの対応

※対応は **お子さんが安心できる職員** が行ってください。

1 幼稚園・保育施設・児童発達支援事業所等（以下、幼稚園等）で傷あざを確認した場合、まず、お子さんに聞ける範囲で事実確認をしてください（うまく話せず確認が難しい年齢のお子さんもいると思いますが）。個室等で、暴力が振るわれた時の状況、暴力が始まった時期、頻度、きょうだいがいる場合は、きょうだいは暴力を受けているのか、暴力の場面を目撃しているのか等、可能な範囲で確認してください。

2 傷あざの写真を撮り、聞き取りの記録を残してください。記録は、お子さんの言葉どおりに残してください。写真は高画質で撮り、定規と一緒に撮影する等、傷あざの大きさがわかるようにしてください。

3 幼稚園等から、速やかに 子どもを所管する長崎市こども家庭センター（095-829-1255）、あるいは下記のように重篤な場合は、直接、「長崎こども・女性・障害者支援センター（以下、児童相談所：095-844-6166）」に報告し、指示を仰いでください。連絡が遅くなると対応が困難になる場合があります。

4 暴力の程度が重篤（顔面や頭部に痕が残るような外傷、首絞め、刃物で脅す等）、傷あざが繰り返し続く、お子さんに家に帰りたくない様子が見られる場合には、一時保護（一時保護委託を含む）をする可能性が高いため、児童相談所に通告してください。その際、状況判断のために、できるだけ傷あざの写真を提出してください。低身長、低体重の場合には、これまでの身長、体重のデータもあわせて知らせてください。

もし、幼稚園等で保護者の対応をすることになった場合は…

保護者の対応

保護者の対応は、管理職（園長、所長、主任等）が行ってください。

1 傷あざの程度が軽症な場合でも、できるだけ早く、保護者を幼稚園等に呼び、お子さんのけがについて確認してください。「幼稚園等が傷あざに気づいている。」ということが伝わるだけで抑止力になり得ます。保護者と話す際には、お子さんから聞いたと言わず、「幼稚園等で傷あざを確認した。心配なので、家で何があったのか教えてほしい。」と聞いてもらえればと思います。

2 保護者が暴力を認めた場合には、それは虐待であり、行ってはならないことを、はっきり伝えてください。保護者自身が叩かれて育った、ということで暴力を肯定するかもしれませんが、叩いてしまうと、しつけの内容より、叩かれたことばかりが記憶に残るため逆効果になること、今の時代は、「**児童虐待防止法**」により、叩くことは虐待になってしまうこと、虐待が疑われた場合には、「**児童福祉法**」により、長崎市こども家庭センターや児童相談所に通告しなければならないことを穏やかに伝えてください。

3 保護者が暴力を認めなかった場合には、保護者が気づかない中で、安全管理ができずにお子さんがけがをすることは、「ネグレクト」という虐待にあたると伝えてください。このように傷あざが繰り返されるようであれば、心配なので、長崎市こども家庭センターや児童相談所に通告しなければならないことを穏やかに伝えてください。

4 保護者と話をするときは、受容、傾聴、共感する態度が必要です。まずは、保護者が困っている状況や現状（お子さんの発達状況や問題行動、家族構成、生活・経済状況、保護者やお子さんの心身の状況等）を労いながら聞いて聞き、なぜ暴力をふるってしまうのか、他に良い方法はないのか、といった話をし、親子で安心して生活するために、専門機関への相談が有効なことを伝えてください。

対応の際の5つのポイント

- ① 保護者の現状、困り感、暴力の状況を確認する。
- ② 大変な状況の中、がんばって子育てをしていることを労う。
- ③ 今の時代は、お子さんを叩くのは虐待にあたるので、「しないように」と警告をする。
- ④ それだけ養育に困っているなら、叩かずにすむ方法について、専門機関に相談してみましよう、と助言する。
- ⑤ 幼稚園等からも、長崎市こども家庭センター、または児童相談所等の専門機関に連絡を入れておきます、と繋ぐ。

最後に…

「**幼稚園等から連絡を入れておく。**」と、保護者に、ひとこと言ってもらえると、その後、仮に、保護者から長崎市こども家庭センターや児童相談所に連絡がなくても、保護者に、「幼稚園等から相談があった。」と伝え、電話連絡や訪問等の対応がしやすくなります。



*こども・
子育て
イーカオ相談

学校・放課後児童クラブ・ 放課後等デイサービス事業所等で 児童・生徒に傷あざをみつけた場合の対応

【児童・生徒の対応】

※対応は **児童・生徒が安心できる教員** が行ってください。

1 学校・放課後児童クラブ・放課後等デイサービス事業所等（以下、学校等）で傷あざを確認した場合、まず、児童・生徒に聞ける範囲で事実確認をしてください（低学年の場合、確認が難しいと思いますが）。個室等で、暴力が振るわれた時の状況、暴力が始まった時期、頻度、きょうだいがいる場合は、きょうだいは暴力を受けているのか、暴力の場面を目撃しているのか等、可能な範囲で確認してください。

2 傷あざの写真を撮り、聞き取りの記録を残してください。記録は、児童・生徒の言葉どおりに残してください。写真は高画質で撮り、定規と一緒に撮影する等、傷あざの大きさがわかるようにしてください。

3 学校等から、**速やかに** 子どもを所管する長崎市こども家庭センター（095-829-1255）、あるいは下記のように重篤な場合は、直接、「長崎こども・女性・障害者支援センター（以下、児童相談所：095-844-6166）」に報告し、指示を仰いでください。連絡が遅くなると対応が困難になる場合があります。

4 暴力の程度が重篤（顔面や頭部に痕が残るような外傷、首絞め、刃物で脅す等）、傷あざが繰り返し続く、児童・生徒本人に帰りたくない様子が見られる場合には、一時保護（一時保護委託を含む）をする可能性が高いため、児童相談所に通告してください。その際、状況判断のために、できるだけ傷あざの写真を提出してください。低身長、低体重の場合には、これまでの身長、体重のデータもあわせて知らせてください。

もし、学校等で保護者の対応をすることになった場合は…

保護者の対応

保護者の対応は、管理職（校長、教頭、管理者等）が行ってください。

1 傷あざの程度が軽症な場合でも、できるだけ早く、保護者を学校等に呼び、児童・生徒のけがについて確認してください。「学校等が傷あざに気づいている。」ということが伝わるだけで抑止力になり得ます。保護者と話す際には、児童・生徒から聞いたと言わず、「学校等で傷あざを確認した。心配なので、家で何があったのか教えてほしい。」と聞いてもらえればと思います。

2 保護者が暴力を認めた場合には、それは虐待であり、行ってはならないことを、はっきり伝えてください。保護者自身が叩かれて育った、ということで暴力を肯定するかもしれませんが、叩いてしまうと、しつけの内容より、叩かれたことばかりが記憶に残るため逆効果になること、今の時代は、「**児童虐待防止法**」により、叩くことは虐待になってしまうこと、虐待が疑われた場合には、「**児童福祉法**」により、長崎市こども家庭センターや児童相談所に通告しなければならないことを穏やかに伝えてください。

3 保護者が暴力を認めなかった場合には、保護者が気づかない中で、安全管理ができずに児童・生徒がけがをすることは、「ネグレクト」という虐待にあたると伝えてください。このように傷あざが繰り返されるようであれば、心配なので、長崎市こども家庭センターや児童相談所に通告しなければならないことを穏やかに伝えてください。

4 保護者と話をするときは、受容、傾聴、共感する態度が必要です。まずは、保護者が困っている状況や現状（児童・生徒の発達状況や問題行動、家族構成、生活・経済状況、保護者や児童・生徒の心身の状況等）を労いながらていねいに聞き、なぜ暴力をふるってしまうのか、他に良い方法はないのか、といった話をし、親子で安心して生活するために、専門機関への相談が有効なことを伝えてください。

対応の際の5つのポイント

- ① 保護者の現状、困り感、暴力の状況を確認する。
- ② 大変な状況の中、がんばって子育てをしていることを労う。
- ③ 今の時代は、児童・生徒を叩くのは虐待にあたるので、「しないように」と警告をする。
- ④ それだけ養育に困っているなら、叩かずにすむ方法について、専門機関に相談してみましよう、と助言する。
- ⑤ 学校等からも、長崎市こども家庭センター、または児童相談所等の専門機関に連絡を入れておきます、と繋ぐ。

最後に…

「**学校等から連絡を入れておく。**」と、保護者に、ひとこと言ってもらえると、その後、仮に、保護者から長崎市こども家庭センターや児童相談所に連絡がなくても、保護者に、「学校等から相談があった。」と伝え、電話連絡や訪問等の対応がしやすくなります。



* こども・
子育て
イーカオ相談

気になる子どもの連絡票

連絡年月日： 年 月 日

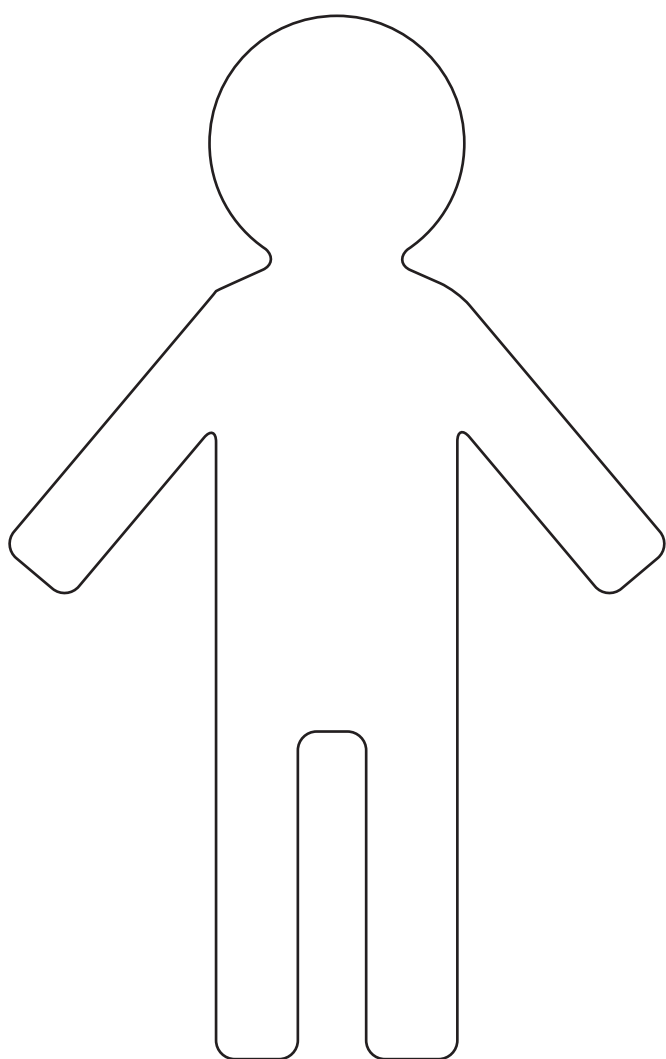
児 童	ふりがな			年 月 日生(歳)
	氏 名			男 ・ 女
	住 所			
	就学状況	未就学、() 保・認こ・幼・小・中・高 年		
保護者	ふりがな			続柄() 年齢(歳)
	氏 名	連絡先：		
	職 業			
家 庭 状 況	きょうだいの有無： 同居家族等： 家庭内協力者：			
虐 待 内 容	虐待の種類：身体的(傷あざがある場合は裏面にチェックしてください) / ネグレクト/ 心理的/ 性的			
	誰から：			
	いつから：			
	頻度：			
	どんなふうに：			
子どもの状況	登園・登校状況： その他(学童利用の有無等)：		降園・下校予定時間： 迎えの有無： 迎えに来る人： 母 父 その他()	
	傷あざの写真の有無： (子どもの傷は治りが早いので気づいた時に撮ってください)		連絡者(関係機関)名： 電話番号：	

※長崎市の場合、連絡先は次の通りです

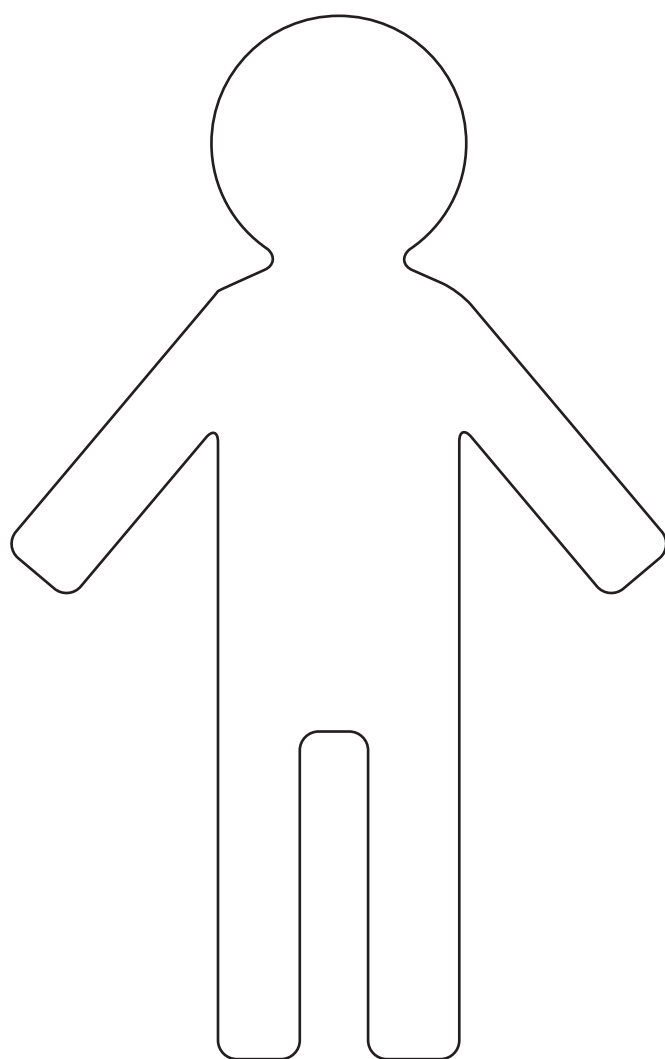
連絡先	長崎市こども家庭センター 〒850-8685長崎市魚の町4番1号 TEL:095-829-1255 FAX:095-829-1242	長崎こども・女性・障害者支援センター (児童相談所) 〒852-8114長崎市橋口町10-22 TEL:095-844-6166 FAX:095-844-1849
-----	--	---

※身体的虐待の場合は傷あざ等の位置に×をつけてください。
(蒙古斑がある場合は傷あざ等と区別して書いてください)

前



後ろ



マルトリートメント という言葉をご存じですか？



「マルトリートメント」の意味は「子どもへの避けたい関わり」です。虐待はもちろんですが、**虐待とはいきれない大人から子どもに対する避けたい関わり**のことです。

例えば、

- 感情にまかせて「産まなきゃよかった」「あんたなんかいなきゃいいのに」「役に立たない子だ」等、子どもが傷つくことを言う
- 子どもの話を聞かず、一方的に子どもを責める
- 大人の気分によって、子どもが話しかけても無視をする
- 父母の関係の悪さを、あからさまに子どもの前で露呈する
- 過度な干渉
- 保護者が決めた教育方針を押し付ける
- 子どもの意思に反した宗教活動の強要 等々…

でも、こういうことって子育て中にはよくあること。人間ですからイライラもするし、時には八つ当たりもあるでしょう。頻度や強度にもよりますが、マルトリートメント環境の中で育つと、子どもの脳がダメージを受け、その脳が回復しないまましていると、大人になって心身に不調をきたすという研究結果もあります。対人関係がうまくいかない、感情コントロールができない、我慢ができない等、社会生活において影響を及ぼします。しかしダメージを受けた後でも、大人の適切な関わりや支援があると、課題や困難を乗り越えることができるという報告もあります。

子育て中の家庭や、子どもと関わる仕事は、マルトリートメント環境と背中合わせ。子どもがいればどこでも起こりうること。でも、そのことを知っていると工夫と対応ができます。大人として、子どもと関わる支援者として、子どもたちの健やかな発育のために知っておきたい内容です。

参考：厚生労働省ホームページ

「脳画像に見るマルトリートメント」

「体罰等によらない子育てのために」



子ども虐待防止
オレンジリボン運動



マニュアルの
PDFデータは
こちら



発行・編集：長崎市こども家庭センター（子育てサポート課）

〒850-8685 長崎市魚の町 4-1 TEL：095-829-1255

発行日：令和6年11月